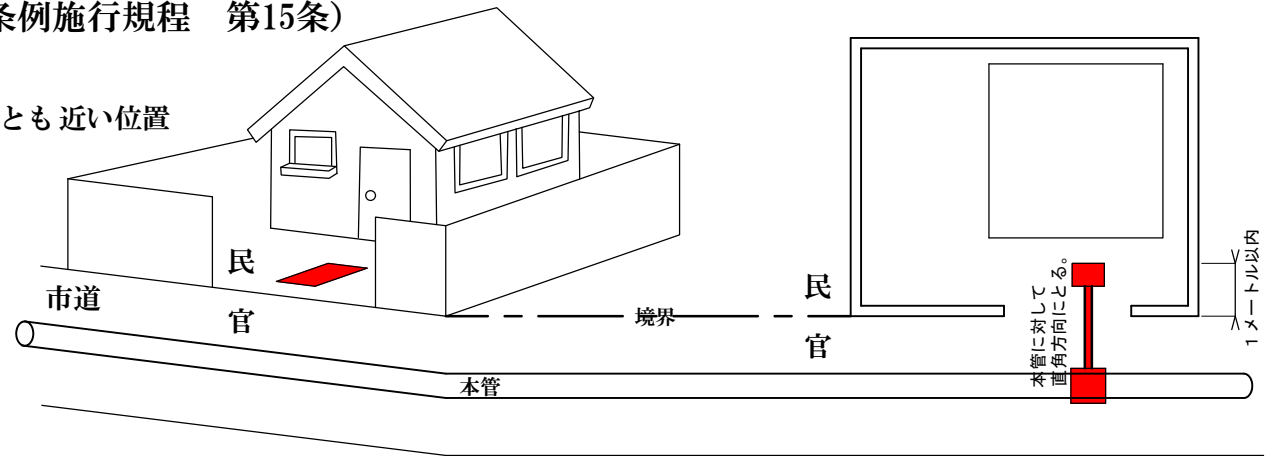


量水器の設置基準（大洲市上水道使用条例施行規程 第15条）

- (1) 建物の外で、その建物の敷地内
- (2) 配水管または、給水管からの分岐部分にもっとも近い位置
- (3) 点検や取替作業を容易に出来る場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設置できる場所

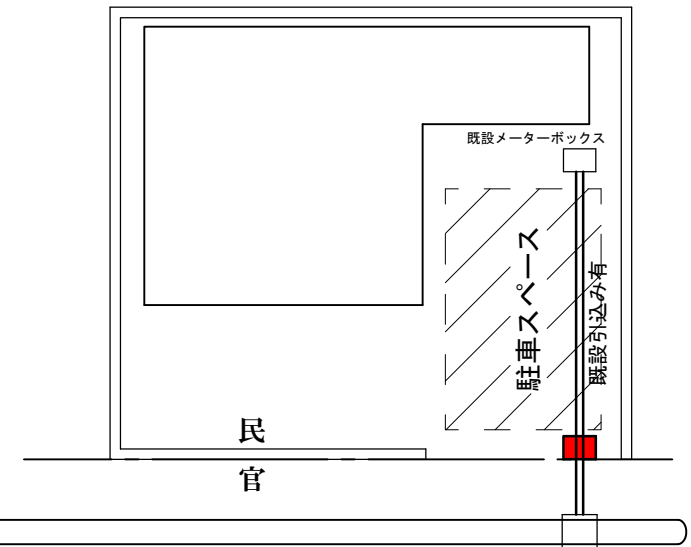


※現在、給水装置工事において、止水栓及びメーターボックスを現在の規定の部材に交換をお願いしております。
 詳細については、「止水栓とメーターボックスについて」をご一読ください。

給水装置工事の許可条件にも上記の設置基準を記し、許可条件違反の場合、改善がなされるまで給水契約及び、量水器の出庫が出来ない場合がありますので、ご注意ください。

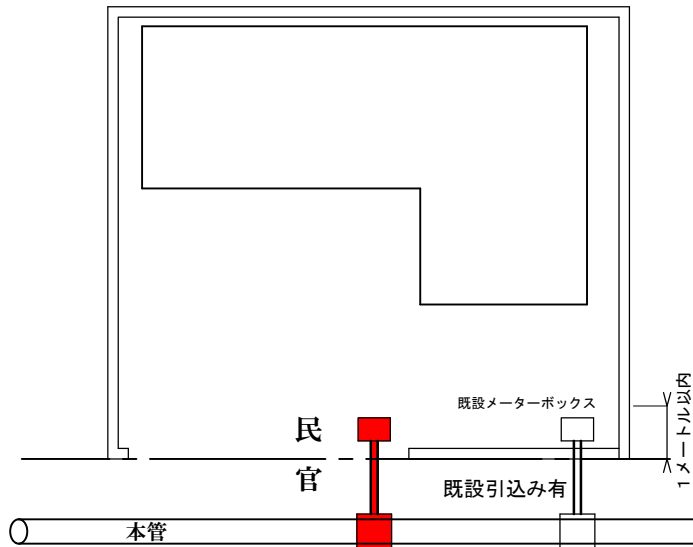
特に給水装置工事の改造申請については、既設の給水引込みがある場合、許可条件を遵守していないケースが見受けられます。既設の引込みがあるのになぜ?という申込みのお客様にご理解いただくのに苦慮されていると思いますが、事前の打合せや説明を十分に行った上で事務処理や工事施工をお願いします。

なお、過去の事例から正しい設置場所への解説をしております。今後の判断材料としてご活用ください。しかしながら解説以外にも判断や説明に苦慮するケースがあった場合は、水道課担当者との十分な協議をお願いします。



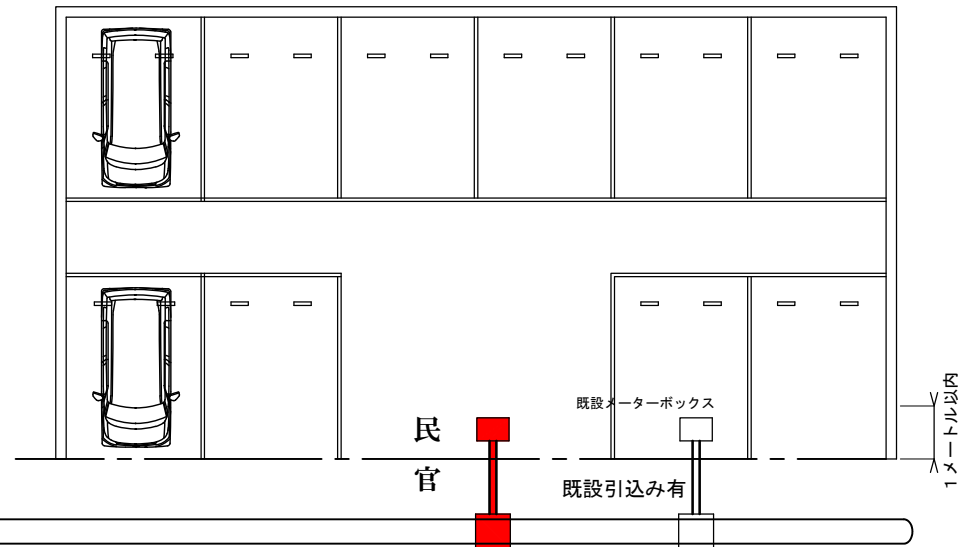
○ 本管
 ケース1： 既設引込み有で既設メーターが奥まった場所にある。改造後は、駐車スペースを設ける。
 【設置場所】条件に従い駐車スペースより前にメーターを設置すること。

裏面につづく



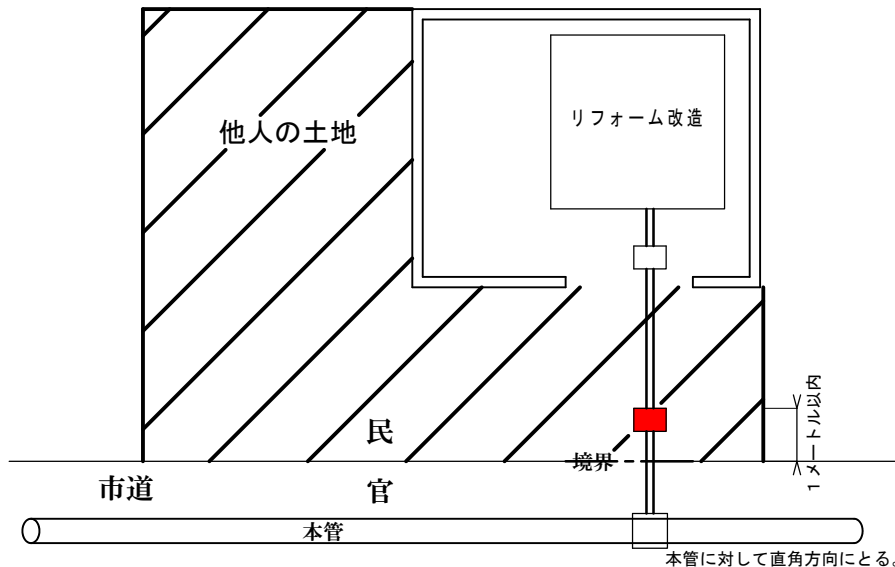
ケース2： 既設引込み有で既設メーターは、設置基準の範囲内の場所にある。改造後は、既設メーターボックスの前に塀を設置し、オープンスペースは、駐車場にする。

【設置場所】既設引込みの場所には、メーターの設置が許可出来ない。申請者に説明をして、設置基準に従った場所に引込み直しを指示すること。



ケース3： 既設引込み有で既設メーターは、設置基準の範囲内の場所にある。改造後は、月極駐車場にする。

【設置場所】既設引込みの場所には、駐車車両が検針時や検満交換時に妨げとなるため、量水器の設置が許可出来ない。申請者に説明をして、設置基準に従った場所に引込み直しとメーターボックスの上を車両が通行する可能性が高いので、铸铁製のボックスを設置するよう指示すること。



ケース4： 既設引込み有で既設メーターは、設置基準の範囲内の場所にある。リフォームのために改造の申請を行った。

【設置場所】改造後のメーター位置を本管に最も近い場所に移設をお願いしております。敷地前の土地が所有者が異なる土地であるため、その土地所有者に給水装置（給水管・メーター等）の設置の承諾を受けなければなりません。

また設置する土地の形状等によっては、引込み直しのケースも考えられるので計画段階で十分に水道課と協議をし、給水装置工事申込みを申請すること。

※給水装置工事において止水栓及びメーターボックスを現在の規定の部材に交換をお願いしております。

「止水栓とメーターボックスについて」をご一読ください。